

業務仕様書

- 1 業務名
施設の時間延長等に関するアンケート調査業務
- 2 業務目的
総合型スポーツクラブのモデル事業を検討するにあたって、スポーツ施設の利用実態やニーズを把握する。
- 3 委託期間
契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
- 4 調査概要
 - (1) 調査場所
 - ・北ガスアリーナ札幌46（中央区北4条東6丁目）
 - ・北区体育館
 - ・西区体育館
 - (2) 調査対象者
施設の一般利用者
 - (3) 調査方法
施設において、「一般開放またはトレーニング室の利用者か」を問う簡易的な聞き取りを行い、アンケート協力の了解が得られたら、後述の調査票を提示すること。
 - (4) アンケート媒体
ペーパーレスの観点から、WEB上のアンケート回答専用サイトにアクセスするQRコードを提示し、その場でインターネット経由での回答を依頼することを基本とし、アンケート用紙での回答を希望する者にはアンケート用紙を交付することとする。
 - (5) 調査項目
利用者の年齢層、利用目的、施設の利用時間延長に関すること、専門職員の配置に関することなど10問程度。
 - (6) サンプル数
1施設100程度とする。
天候不良時は利用者が減少する傾向にあるため、サンプル数を確保するために予備の調査日を設け、不測の事態にも対応できるようにすること。
 - (7) 調査日
令和6年1月上旬から2月上旬の平日2日＋休日2日の計4日間（別途、札幌市が指示する。1/11～1/20は調査不可）
バドミントン、卓球、バスケットボール、フットサルの一般開放日を行

っている平日と休日を設定すること。

(8) 調査実施の詳細については、発注者と協議のうえ決定すること。

5 報告書の作成

集計結果を元に報告書としてまとめること。

6 成果品

- (1) 報告書 2 部
- (2) 報告書の電子データ PDF形式、Word形式（文書）及びExcel形式（表、具
グラフ、図等）
- (3) アンケート結果の集計表及びクロス集計表 Excel形式
- (4) アンケート回答データ Excel形式またはCSV形式

7 著作権

本業務の履行における作成物の所有権は、すべて札幌市のものとする。また、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に札幌市に無償で譲渡する。

8 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するため必要な措置を講ずること。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び契約約款に基づき、適切な措置を講ずること。

9 担当課

スポーツ局スポーツ部施設課（担当：榎本）

住所：札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階

電話：011-211-3045